

トランプ政権下で 重要性を増す 安全保障・輸出管理



大江橋法律事務所 パートナー弁護士／
ニューヨーク州弁護士／日本国及び米国公認会計士
内海 英博

▶ PROFILE

hidehiro.utsumi@ohehashi.com

第1 はじめに

安全保障輸出管理(貿易管理)とは、国際的な平和及び安全の維持を目的として、武器や軍事転用可能な貨物・技術が、日本の安全ひいては国際的な安全を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐための輸出等の管理をいいます。近時、日系企業のグローバル化及び技術の高度化により、貨物及び技術の輸出に際して、安全保障輸出管理上のリスクが増大しています。それに伴い、安全保障輸出管理の専任の担当者を配備することができず、度重なる法改正に対応しきれないなどの理由により、安全保障輸出管理についての弁護士への相談が相次いでいます。また、米国トランプ政権下で数々の国際的な緊張を高める政策がとられる中でリスクは一層高まっているといえます。

そこで、本稿においては、安全保障輸出管理に関する数多くの経験を有する筆者が、これらの制度の概要と実務上の留意点を、相談事例を紹介しつつ概説します。

第2 米国の安全保障管理(OFAC規制)

(1) 制度の枠組み

米国では、連邦法や大統領令に基づき、The Office of Foreign Assets Control(OFAC・財務省外国資産管理室)が、特定対象国やテロリスト等によって米国の安全保障や外交政策等に脅威となる活動に関与した者に対する経済制裁や取引規制を行っています。当該規制は、US Personに対する一次制裁(Primary Sanction)と、Non-US Personに対する二次制裁(Secondary Sanction)に分かれます。ここで、US Personとは、米国籍や米国永住権を有する個人(米国外在住者を含む)、米国内の法令に基づいて設立された法人・団体、米国内の外国法人の支店・営業所・駐在員事務所、米国に居住・訪問している個人(国籍を問わない)等をいい、Non-US PersonとはこれらのUS Personに該当しない法人・団体・個人等をいいます。

日本企業やその米国外の子会社の多くは、Non-US personに該当しますが、米国の域外(米国の管轄権が直接及ばない)で特定の取引に関与した場合であっても、米国の経済制裁規制の対象となる場合があります。これを域外適用といいます。米国の管轄権が及ばないはずの外国で行われた取引であるにもかかわらず、米国の規制が適用される点に特徴があります。例えば、日本から規制対象国への輸出が、思いがけず米国の制裁の対象となり、貨物や技術の輸出入ができなくなる可能性があります。したがって、米国による経済制裁規制の対象国・地域とのビジネスを行うにあたっては、米国政府による制裁リスクに十分注意を払う必要があります。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましても、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

我々は、日系企業がこれらのOFAC規制により取引が禁止されている国へ日本から製品を輸出する場合あるいは米国輸出規則(Export Administration Regulations/EAR)に関し助言する機会も多いです。その理由として、近時、日系企業のグローバル化及び技術の高度化により、貨物及び技術の輸出に際して、安全保障輸出管理上のリスクが増大しているところ、それに対応する形で安全保障輸出管理の担当者を十分配備することができず、度重なる法改正に対応しきれないことにより、安全保障輸出管理についての弁護士への相談が相次いでいることが挙げられます。加えて、米国トランプ政権の下で、従来の政権以上に厳しい制裁を科すリスクが増えており、また、政策の不透明さも増していることが挙げられます。

(2) 制裁リスクの概要

罰則(罰金)を課されるリスクに加えて、銀行取引の停止により米ドルの決済が行えなくなるリスクがあり、結果として米国市場を失う可能性もあります。更に風評被害を受けるリスクもあります。例えば、BNPパリバ銀行は、過去約9000億円の罰金の支払いを命じられましたが、これらのリスクは、金融機関だけの問題ではありません。非軍事目的で製造されたが、軍事転用可能とみなされる民生品の範囲は極めて広いことから、非金融機関である事業会社が、法律に対する知識不足から“うっかりミス”を犯してしまうことに伴う我々への相談も急増しています。このように、金融機関以外の日本企業も米国の経済制裁規制に配慮しながらビジネスを行う必要があります。

(3) 個別の制裁対象者

OFAC規制においては、経済制裁規制の対象国のみならず、SDN(Specially Designated Nationals)リストにおいて指定される個別の制裁対象者(例えば、イラン革命支援軍など)及びSDNリストにおいて指定された者が50%以上の

持分を有する組織とビジネスを行うことも厳しい制裁の対象となります。したがって、企業が、高リスク地域でビジネスを行う場合には、取引先がこれらの制裁対象者でないことに加え、制裁対象者を相手方として取引していないことを確認する必要があります。

(4) 法令順守のための具体的な方策

OFAC規制は、故意というよりは過失により、違反を犯すケースが多いですが、いかに“うっかりミス”による違反をなくすかにつき我々が助言をするケースも多いです。その方策として例えば、以下のようなことが考えられます。

- ✓ OFAC規制遵守のためのグローバルベースの社内規定(internal compliance program)を整備する。
- ✓ グローバルベースで関係者にOFAC規制対応の社内対応(セミナー等)を実施するとともに、当局・取引金融機関向けに、実施したことを証拠として保存しておく。
- ✓ SDNリスト掲載先と取引を行っていない旨の表明保証条項を付した適切な契約書の締結あるいはそれに代わるものとしての供述宣誓書の取得。
- ✓ 取引相手に対するデューデリジェンスを実施する体制の整備。
- ✓ OFAC規制を担当する担当者を定め、定期的な社内監査を実施する。

第3 日本の安全保障輸出管理

(1) 制度の枠組み

近時、日系企業のグローバル化の加速に伴い、安全保障に関わる貨物や技術の海外流出の懸念が増大し、かかる貨物や技術に対して適切な管理を確保し、輸出や提供に係る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

精査の実行性を強化するための制度の構築が必要であるとの認識が広まってきました。

外為法上、輸出規制の対象は、貨物の輸出と技術の提供（以下「輸出等」という）であり、一定の場合には、経済産業大臣の許可の取得が必要となります。技術の提供については、居住者から非居住者に提供することを目的とする取引に加え、外国において提供することを目的とする取引、特定の技術を持ち出す行為、特定の技術の電子データの外国への送信行為についても、規制の対象となる点に留意する必要があります。

(2) リスト規制及びキャッチオール規制

輸出等に関する規制には、大別してリスト規制とキャッチオール規制の二種類があります。

リスト規制は、輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術が、武器、大量破壊兵器又は通常兵器等の開発に用いられる可能性の高いものである場合に、対象地域、用途及び需要者を問わず、経済産業大臣の許可を必要とする制度です。

他方、キャッチオール規制は、リスト規制に該当しない品目（食糧品、木材等を除く）であっても、大量破壊兵器又は通常兵器等の開発に用いられるおそれがある場合（用途・需要者に懸念がある場合等）、輸出等にあたって、経済産業大臣の許可を必要とする制度です。キャッチオール規制は、リスト規制と異なり、貨物や技術の内容ではなく、用途及び需要者に着目した規制であるという点に特徴があります。

上記につき、特に経済産業省の担当部局から指摘を受けた場合など、意見書の提出、交渉、内部規程の整備などの形で、我々が関与する機会も多いです。

(3) 刑罰及び行政制裁

リスト規制又はキャッチオール規制に該当するにもかかわらず、無許可で輸出等を行った場合、懲役や罰金といった刑

罰又は輸出入の禁止といった行政制裁が科されたり、違反企業名が公表される可能性があります。さらに、外為法の違反は、レピュテーションリスク及び株主代表訴訟のリスクを伴うものであり、慎重な対応が求められます。

(4) 実務上の留意事項

(i) 輸出管理体制の整備

外為法違反による影響が増大していることから、輸出管理体制の整備の重要性が増してきています。輸出管理に関する外為法違反は、実務上、故意で行われることは少なく、過失、いわゆるうっかりミスで行われることが大部分であることから、輸出者等遵守基準を遵守し、適切な輸出管理体制を整備することが必要不可欠となります。特に注意が必要なのは、技術の提供です。この場合の提供とは、他者が利用できる状態に置くことをいい、提供形態・提供手段に限定がないことから、文書の提供のみならずメールでのファイルの送信やクラウドへの登録等も技術の提供に該当することになります。そのため、思いがけず外為法上許可が必要な技術の提供を行うケースがあり、注意が必要です。実際に、当職らの印象としても、技術の提供に関する相談が多くなってきています。

(ii) グループ会社の輸出管理体制の整備

グループ会社の中核会社では適切な輸出管理体制がとられている場合でも、グループ会社の全てにおいて適切な輸出管理体制を整備することは実務上困難な場合もあり、子会社の不適切な対応により輸出等を行った結果、グループ会社の中核会社にも悪影響が出る事例も近時多くみられます。そこで、定期的に社内セミナーを実施する等、従業員に対して輸出管理の教育を行う必要があります。当職らもこのような教育、講演に携わる機会が増えています。

また、役員に対する行政制裁が近年導入されたことによ

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

り、グループ会社で外為法違反が発生し、当該会社の役員が行政制裁により業務に従事できなくなった場合、当該役員は、グループ会社の全てで、同様の業務を行うことができなくなります。特に、中核会社の役員をグループ各社に派遣する場合には、当該役員が中核会社における役員としての業務を継続できなくなるおそれがあることに留意する必要があります。

第4 おわりに

近年、無許可の輸出等に対する罰則及び行政制裁が強化されており、規制の対象となる貨物の輸出及び技術の提供をする日系企業は、より徹底した輸出管理体制の構築が求められます。加えて、日系企業のグローバル化に伴い、我々が、海外の輸出管理規制等につき助言する機会も益々増えていきます。特に、米国財務省外国資産管理室 (Office of Foreign Assets Control/OFAC) の規制や米国輸出規制 (Export Administration Regulations/EAR) については、近時様々なトラブルが起きており、注意を要します。さらに、技術革新が進展し、かつ、軍事的に転用される可能性のある技術が増加してきている現状においては、輸出管理に関する規制はより強化されていく可能性も十分あるため、今後の法改正を注意深く見守る必要があり、また、M&Aの買収調査 (Due Diligence) においても、現行法令に沿った適切な対応がとられているか、買収対象会社の輸出管理体制が自社グループの基準と整合するか等を慎重に検証する必要があります。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。